

びいあらいぶ

2017年7月3回号 次回『びいあらいぶ』は8月1回

パルシステムの保障 パルシステムの保障はこちら!
<http://www.palsystem-kyosai.coop/index.html>

『びいあらいぶ』のバッケナンバーも読めます
 健康・家計おうえんナビはこちら!
<http://www.palsystem-kyosai.coop/navi/>



じつはとっても身近な保険 「個人賠償責任保険」って知っていますか？

普通に生活していても「ヒヤリ」とすることってありますよね。

例えば他人にぶつかってケガをさせてしまったり、物を壊してしまったり…

そんな時に役立つのが「個人賠償責任保険」です。ちょっと難しい名前の保険ですが、聞いたことありませんか？

では、「個人賠償責任保険」のプロに、どのような保険なのか教えてもらいましょう。

今回お話をうかがったのは、共栄火災海上保険の井ノ口さん。
個人賠償事故センター長として、日々事故の対応をされています。

「個人賠償責任保険」というのは、「個人」という名称のとおり、お客様（加入者）が日常生活のなかで起こした出来事（事故）によって相手方にケガを負わせてしまったり、相手の物を壊してしまったりした時に補償する保険です。この時の「相手方」とは「第三者」のことで、同居している親族は含まれません。また、自分自身のケガなども対象外となります。

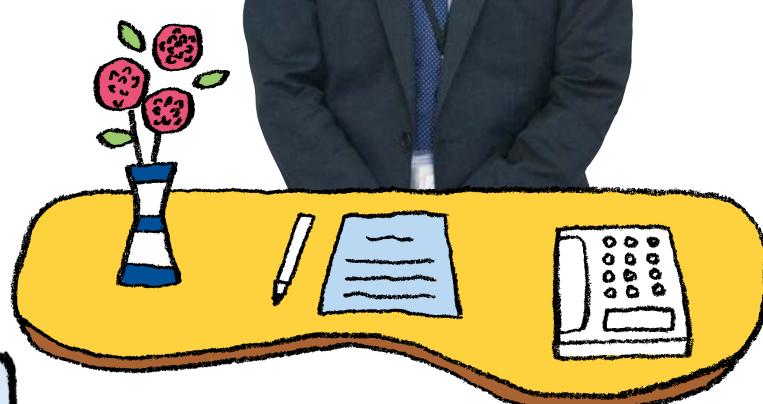
もう少しありやすく言いますと、例えば

路地の角で反対側から来た人と出会い頭にぶつかり相手が転んで骨折してしまった

このような場合に必要となる相手方への損害賠償金をお支払いする保険なのです。世の中には「事故や病気で死亡したとき」「病気やケガのとき」「自動車事故を起こしたとき」「火災が起きたとき」など、人生のなかで起きる不慮の出来事をカバーするさまざまな保険がありますが、この「個人賠償責任保険」はそのなかでも最も日常生活で起こりやすいトラブルを補償してくれる、私たちにとってとても身近な保険なんです。



こんにちは！
井ノ口です



まずは
チェック！

これらのなかで

個人賠償責任保険で補償の対象となるケースはどれでしょうか？

- 1 歩きスマホで段差につまずき、自分のスマートフォンを落として壊してしまった
- 2 デパートで買い物中に子どもがふざけていて陳列してあった商品を壊してしまった
- 3 出張先のホテルで風呂の水を溢れさせて下の階まで水漏れしてしまった

- 4 自宅の電気配線から出火し、壁紙が焦げてしまった
- 5 犬の散歩中、すれ違った第三者に噛みついてケガさせてしまった
- 6 自動車でガードレールにぶつかり破損させてしまった

<正解> 2、3、5

正しく回答できましたか？

じつは補償されるケースでも、気をつけておきたいことがいくつかあります。
次のページでは井ノ口さんに、個人賠償責任保険を利用するにあたり事前に知っておいた方がよいこと、実際にトラブルが起こったときに気をつけたいポイントなどを教えていただきます。



事故が起きたらあわてずに、まずは加入している保険会社へ連絡を

実際に事故が起きたら、まずは保険会社へ連絡してください。連絡は賠償責任の有無がわからない段階でも早すぎることはありません。なぜなら、保険会社へ事故の報告することで、事故対応に関するさまざまなアドバイスを受けられるからです。人対人の事故の場合、ケガをしたのが相手方だけであっても、事故の状況によってその責任の割合が変わってきます。保険会社に連絡いただければ、事故状況をお聞きして妥当な責任割合や賠償額をアドバイスいたしますので、その知識をもとに相手方と賠償の話し合いをすることができます。

また、個人賠償責任保険には「示談交渉サービス」「賠償事故解決特約」というものが付帯されている場合があります。このサービスが付帯されていると、希望されれば保険会社が代わりに相手方と金額等の話し合いをすることが可能です。

事故後に賠償額の話し合いや必要書類を揃えたりするのは、時間がかかるだけでなく精神的負担も大きなものとなります。示談交渉サービスがついているなら、ぜひ活用してほしいですね。



身近な保険ならではの特徴。じつは子どもの事故が多いんです

当社では年間約5万件近くの事故を受け付けていますが、じつはそのうちの約半数が12歳以下の子さんが起こした事故であるという統計結果が出ています。12歳以下といふと小学生までですよね。したがって、事故が起きる場所も学校内や自宅の近所などが主です。例えば校内でふざけていて窓ガラスを割ってしまった…などはよくある事例です。校内で発生した事故の場合、保険会社から学校へ連絡することに対して難色を示される親御さんが多いので、そのようなときは保護者の方から先生に事故の様子を聞いてもらい、保険会社へ連絡していただくことになります。

なお、学校と話を進める前に、まずは保険会社へ連絡を。学校への確認事項や、保険金請求の際に必要な書類などをお伝えします。

1万円の窓ガラスを割ってしまった場合でも、1人で割ったのか友だちとふざけていて複数人で割ったのかによって最終的に負担する額が変わるので、学校への確認事項はとても大切です。あわせてガラス代を弁償する前に保険会社へ一度お電話ください。



物を壊してしまったときに補償されるのは買い換えた金額ではありません

友 だちのお宅へお邪魔しているときに子どもが不注意でテレビを壊してしまった。こんなときは当然「修理します」ということになります。このようなケースは基本的に個人賠償責任保険で補償される事故ですので、保険会社へご連絡ください。しかし、ひとつ知っておいていただきたいことがあります。物を壊してしまった場合、保険会社からお支払いする補償額はその「壊れた物」の「壊れた時点の価値」に相当する金額が限度となります。つまり、10年前に10万円で購入したテレビを壊してしまったので同じ10万円のテレビを買って弁償したとしても、保険会社からお支払いできる保険金は10万円ではない、ということです。10万円で購入したテレビであっても、10年経過したことにより価値が減少しますので、賠償するのは残っている価値に相当する金額となります。また、この限度内で修理が可能な場合は修理費が補償額となります。

こういったケースもありますので、事故が発生したら、まずは保険会社に連絡ください。そして、万が一他人の所持品を壊してしまったときは、壊れた状態の写真や、電化製品であれば型番なども撮っておくと、保険金請求手続きの助けになりますよ。

気になることを
データで
チェック!



身近な事故もじつは怖い

裁判で賠償金額が決まるケースもあります

CASE 1 判決認容額* 9,521万円

事故の概要
男子小学生(11歳)が夜間、自転車で帰宅中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。(神戸地方裁判所、平成25(2013)年7月4日判決)

CASE 2 判決認容額* 9,266万円

事故の概要
男子高校生が昼間自転車で走行中、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断していたところ、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員(24歳)と衝突。男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失等)が残った。(東京地方裁判所、平成20(2008)年6月5日判決)

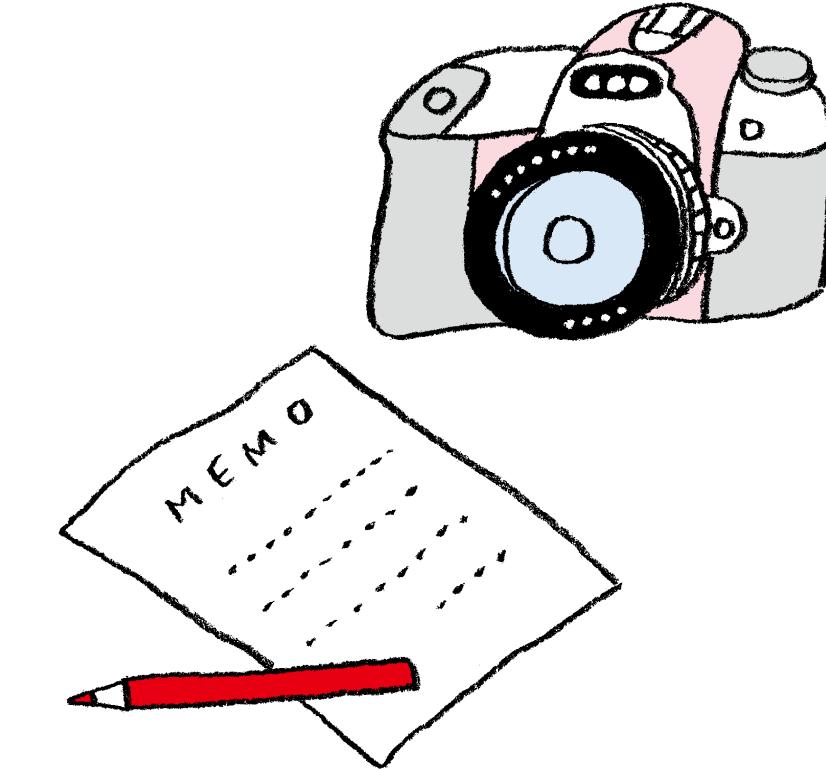


補償額と賠償額の関係を知っておきましょう

保 保険会社と契約した場合とは別に、たとえば日頃使っているクレジットカードに自動的に個人賠償責任保険が付帯されている場合もあります。こういった契約も含め、自分にはいくつ個人賠償責任保険の契約があり、それぞれの補償限度額がいくらなのか知っておいたほうがよいです。

なぜなら、相手方への賠償額が1億円で、契約している個人賠償責任保険の補償限度額が5,000万円だったとしても、補償限度額5,000万円の保険に2つ加入していれば、合算した金額を限度として保険金を請求できるからです。

なお、賠償額が500万円(補償限度額よりも低額)だった場合は、補償限度額5,000万円の保険に2つ加入しても、保険金としてお支払いするのは500万円です。



ONE POINT ADVICE

ワンポイントアドバイス

もしも事故にあったとき、
事故を起こしてしまったときは

1.

相手方の名前、連絡先(住所、電話番号)を
聞いておきましょう

2.

事故の状況が確認できるよう
現場の写真を
何枚か撮っておきましょう



お話をうかがった方
共栄火災海上保険株式会社
ダイレクト損害サービス部 副部長
個人賠償事故センター長
井ノ口 昭彦さん



*... 判決認容額とは、上記裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額です(金額は概算額)。上記裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性があります。

<出典>一般社団法人日本損害保険協会ホームページ <http://www.spono.or.jp/efforts/reduction/jitensya/>